

とねりこ通信



自分の税金はなぜこの金額なのか？

税金、特に所得税のことは自分の事ですから、詳しいかたも沢山いらっしゃると思いますが、今回はあまり詳しくない方のために、所得税について説明することにします。

本来皆さんは自分の所得税は自分で申告しなければならいのですが、会社に勤めているとその会社が従業員に給料を支払う際に所得税を天引きして、まとめて国に払うという仕組みになっています。この仕組みのことを「源泉徴収」と呼びます。会社は「源泉徴収」をする義務を負わされています。これを怠ると会社は罰金を科されます。では、その源泉徴収される金額はどのようにして決まるのでしょうか？

それは、以下のような手順で決まります。下に示した表は「給与所得の源泉徴収税額表」といいます。毎月この表から導き出される税金が、皆さんの「給料」から差し引かれているのです。ここに掲載した表は実際の表のほんの一部です。実際はまだまだ、延々と何ページにもわたって表が続いています。

皆さんが入社した時、あるいは年末に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」という書類の提出を求められますが、その書類がこの税額表に大きく関係しているのです。

提出している人は
こちら側(甲欄)を適用

提出していない人は
こちら側(乙欄)を適用

給与所得の源泉徴収税額表 (平成29年分)

(一) 月額表 (平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一 (平成28年3月31日財務省告示第105号改正)) (～100,999円)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数							乙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
以上	未満	税 額							税 額
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	89,000	0	0	0	0	0	0	0	0
89,000	90,000	130	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	180	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	230	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	290	0	0	0	0	0	0	3,200
93,000	94,000	340	0	0	0	0	0	0	3,300
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	11,100

支給合計額から
・交通費
・立替金
・社会保険料
を引いた金額

その月の社
会保
険料
等
控
除
後
の
給
与
等
の
金
額
の
3.063%
に
相
当
す
る
金
額

一目瞭然とおわかりだと思いますが、88,000～89,000の行を見ると、甲欄130円、乙欄3,200円とかなりの開きがあります。扶養控除等(異動)の申告書を会社に提出しないと、皆さんはこんなに税金を差し引かれることになるのです。もし、申告書の記入の仕方がわからない時は遠慮なく会社に聞いてください。そして提出の時期がきたら、速やかに会社に提出するようにしてください。

税金や社会保険のことなどお分かりにならない場合は会社に遠慮なく電話をください。